



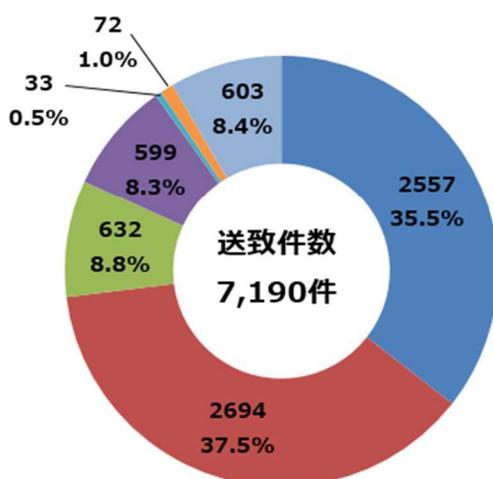
令和6年1月17日
海上保安庁

令和5年の海上犯罪取締り状況（速報値） ～3年連続、漁業関係法令違反の送致件数増加～

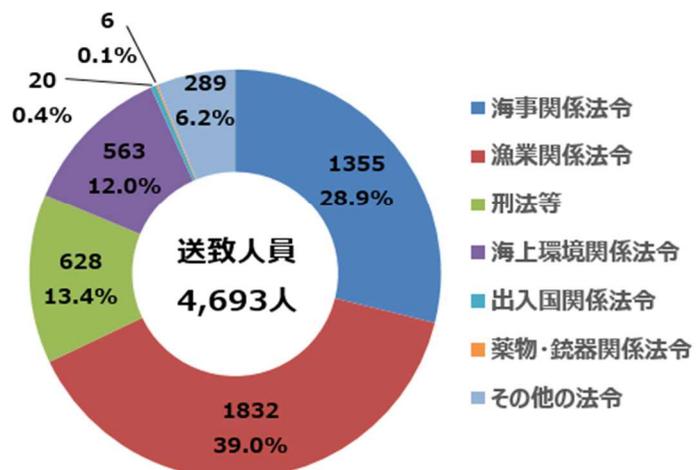
令和5年は、全体で7,190件送致しており、その中でも、漁業関係法令違反の送致件数は、3年連続での増加となり、各種法令別送致件数の中で最も多くの割合を占めています。

- 送致件数7,190件(前年比133件減) 送致人員4,693人(前年比86人減)
- 平成30年の漁業法改正が令和2年12月1日に施行され、「あわび」、「なまこ」といった特定水産動植物の採捕禁止の新設、漁業権侵害の罰金引き上げなど、大幅に罰則が強化されたなか、漁業関係法令違反の送致件数は、前年に比べ131件増加、これは3年連続での増加となり、依然として後を絶たない密漁事犯の取締りを徹底しているところです。
- さらに、油槽船の貨物油横領事件や水産食料品製造業者による汚水排出事件などについて捜査したほか、大口の薬物密輸事犯や違法薬物所持事犯、外国人船員による不法上陸事犯を摘発するなど、様々な海上犯罪取締りを実施しています。
- 海上保安庁では、悪質・巧妙な犯罪に対し、引き続き、犯罪行為の未然防止や取締りに積極的に取り組んでまいります。

法令別送致件数割合

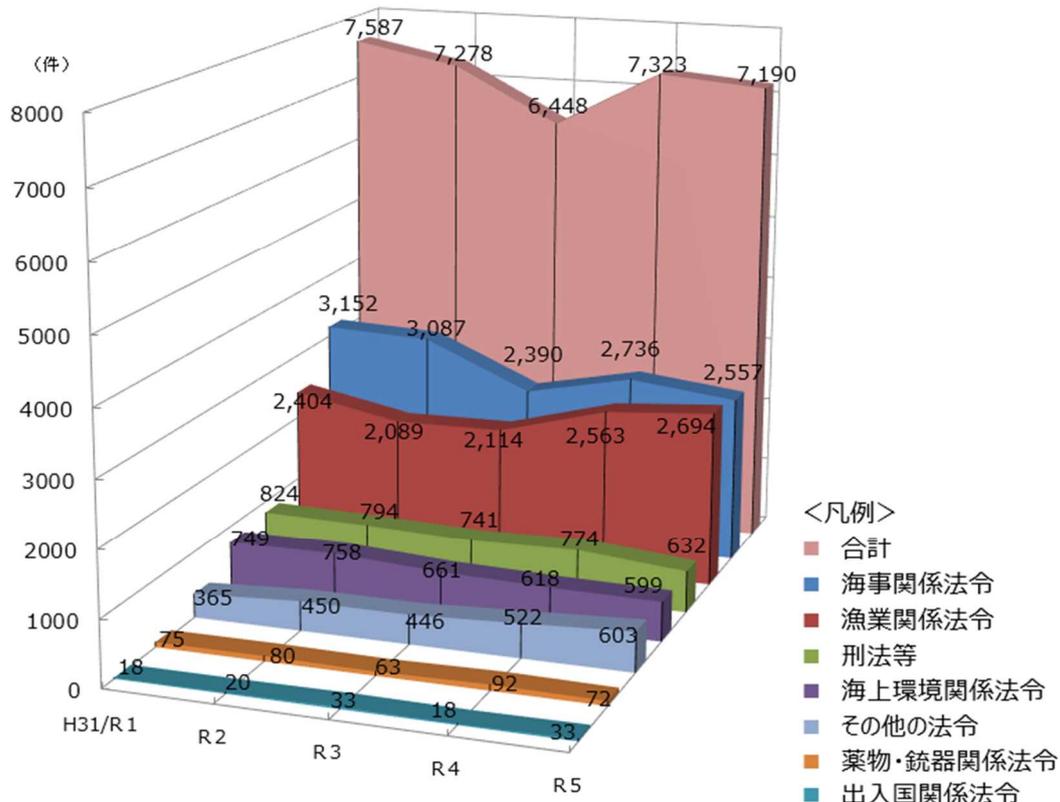


法令別送致人員割合

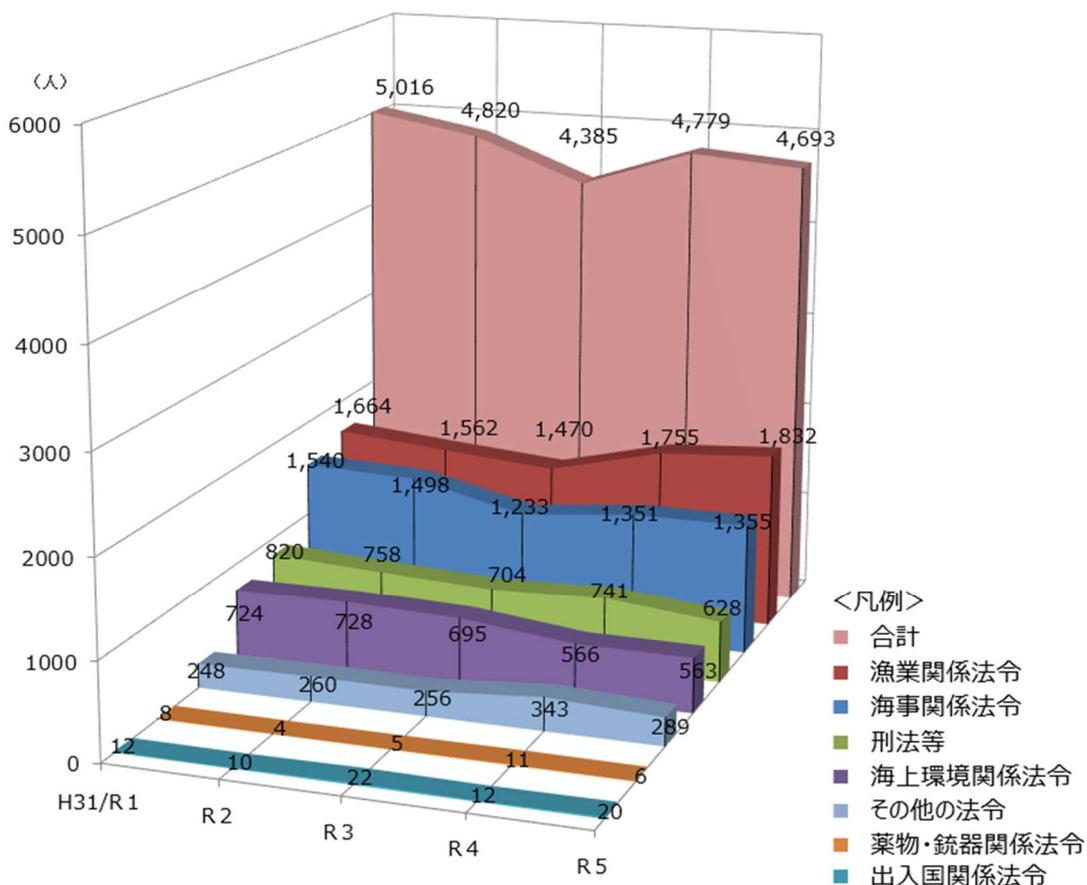


◆ 詳細は「別添」をご参照ください。

各種法令別送致件数の推移（平成31年／令和元年～令和5年）



各種法令別送致人員の推移（平成31年／令和元年～令和5年）

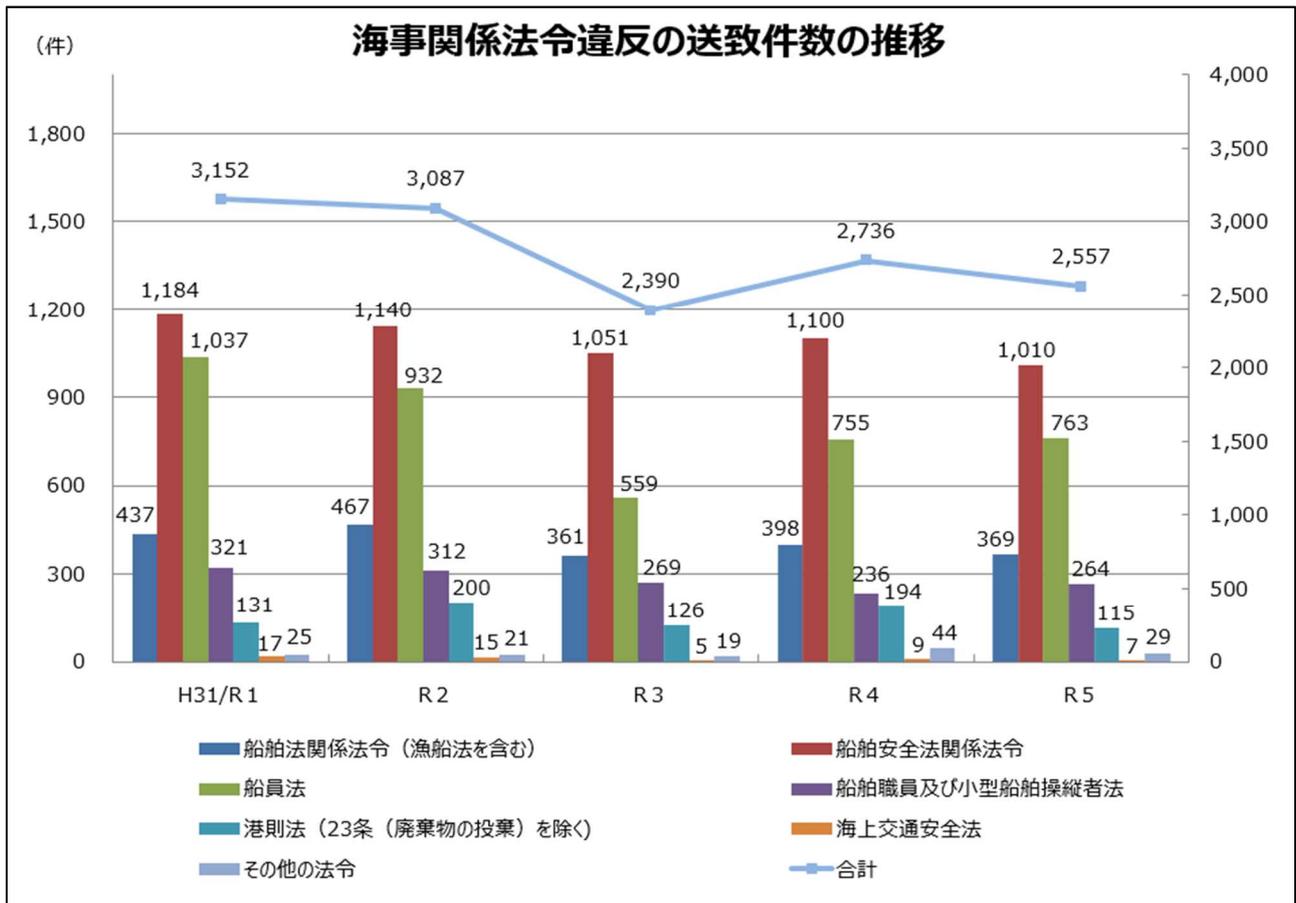


各種法令別取締りの状況

1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 2557 件（前年比 179 件減）で送致件数全体の 35.5% となりました。

法令別では、船舶の検査や定員、航行区域等を規定した船舶安全法関係法令違反が 1010 件で海事関係法令違反全体の 39.5%、船員の労働条件等を規定した船員法違反が 763 件で 29.8%、船舶の登録等を規定した船舶法関係法令違反が 369 件で 14.4%、船舶操縦者の資格等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が 264 件で 10.3%を占めています。

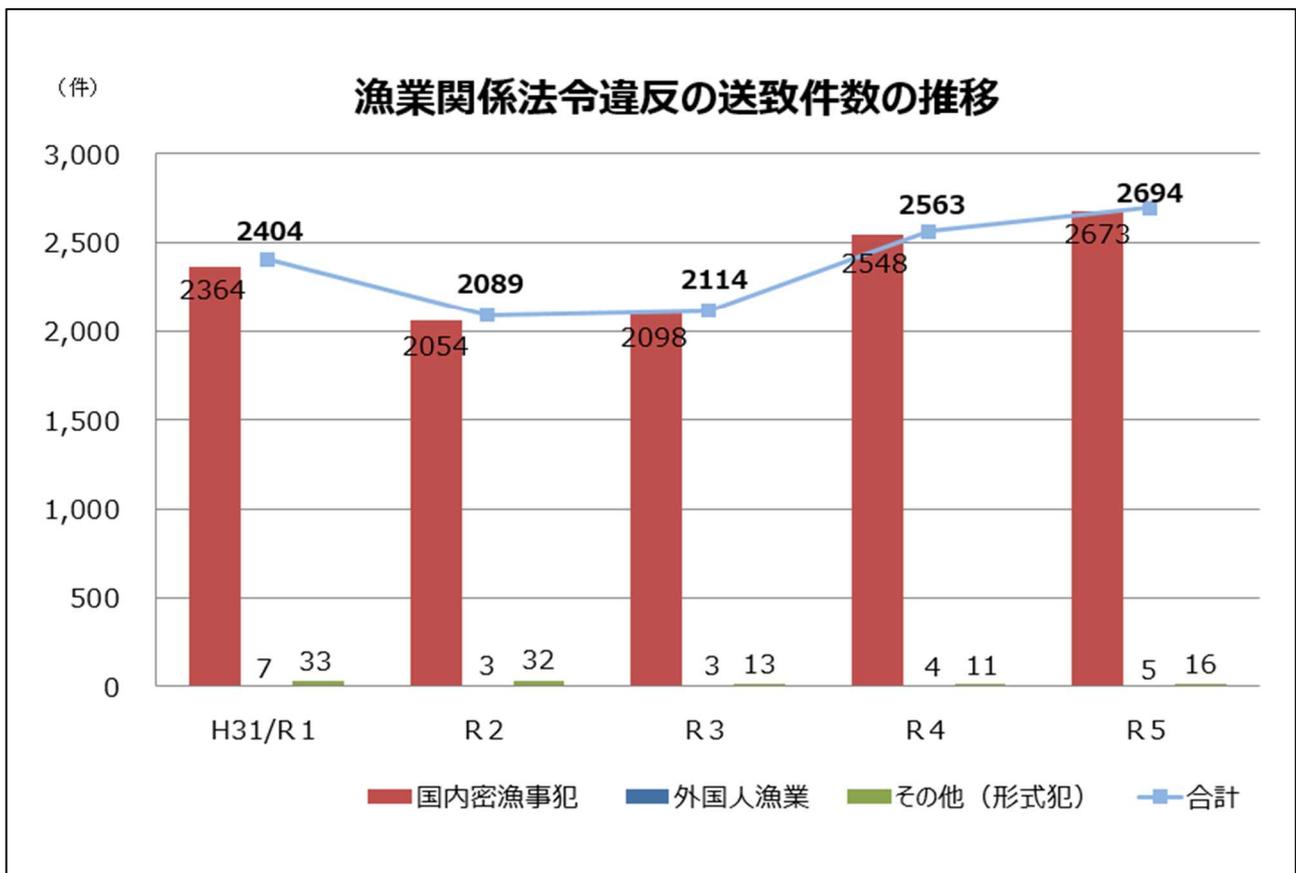


2. 漁業関係法令違反の取締り状況

漁業関係法令違反の送致件数は、2694 件（前年比 131 件増）で送致件数全体の 37.5%となりました。

国内密漁の形態としては、暴力団等による組織的かつ大規模に行われるもののほか、海水浴客等による個人消費目的のものなど多岐にわたり、2673 件（前年比 125 件増）を送致しています。

また、令和 5 年にあつては、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（EEZ 漁業法）違反で外国漁船 1 隻を検挙しました。



外国人漁業：外国人漁業の規制に関する法律違反、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反の件数

○組織的「なまこ」密漁事件（門司海上保安部、宇部海上保安署）

令和5年1月31日及び同年2月27日、福岡県苅田港沖合で福岡県知事の許可を受けずに、潜水器具を使用して特定水産動植物である「なまこ」を密漁したとして、密漁者2名及び陸上見張り役1名を通常逮捕しました。その後の捜査で、密漁による漁獲物であることを知りながら有償取得した仲買人1名、せり人1名を通常逮捕しました。

採捕された「なまこ」は約620kgにも及んでいます。



確保された本件犯罪使用船舶



被疑者確保の瞬間

海の「黒いダイヤ」

海の「黒いダイヤ」とも呼ばれる高級食材「なまこ」は、高額かつ大量に取引されていることから密漁が横行しており、暴力団の資金源になっていることも明らかになっています。

○我が国排他的経済水域における中国漁船無許可操業事件（鹿児島海上保安部）

令和5年2月、しょう戒中の鹿児島航空基地所属の航空機が、鹿児島県臥蛇島^{がじゃ}西方約80kmの我が国排他的経済水域において、無許可操業を行っている中国さんご漁船を認めました。

その後、現場に急行した鹿児島海上保安部、串木野海上保安部及び種子島海上保安署の所属巡視船により、当該漁船を停船させ、中国人船長を「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」違反（無許可操業）の容疑で現行犯逮捕しました。

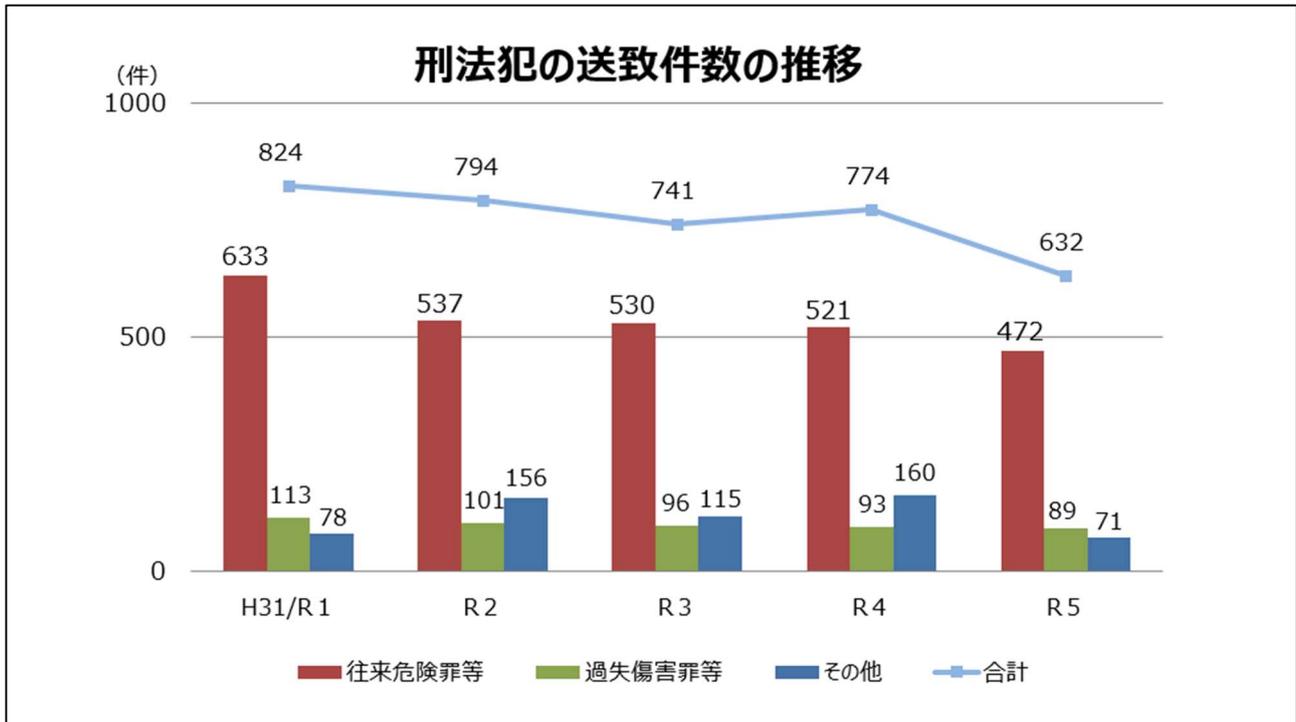


無許可操業を行う中国漁船を停船させている状況

3. 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は 632 件（前年比 142 件減）で送致件数全体の 8.8%となりました。

罪種別では、船舶の衝突や乗揚げ等、船舶の往来の危険を生じさせる罪が 472 件で刑法犯全体の 74.7%、過失により船舶を衝突させるなどして乗船者を負傷させる業務上過失傷害等の罪が 89 件で 14.1%となりました。



○油槽船乗組員による業務上横領等事件（大分海上保安部）

令和 5 年 7 月 4 日、大分海上保安部は、大分港を拠点として稼働する油槽船に積載していた貨物である重油を横領した同船乗組員 3 名、タンクローリー運転手等 2 名を業務上横領の容疑で通常逮捕しました。

本件は、貨物油を転売し利益を得るため、油槽船からタンクローリーに移し替え、横領したもので、その後の捜査の結果、同一手口による複数の余罪があり、再逮捕しています。



横領事件に使用された油槽船

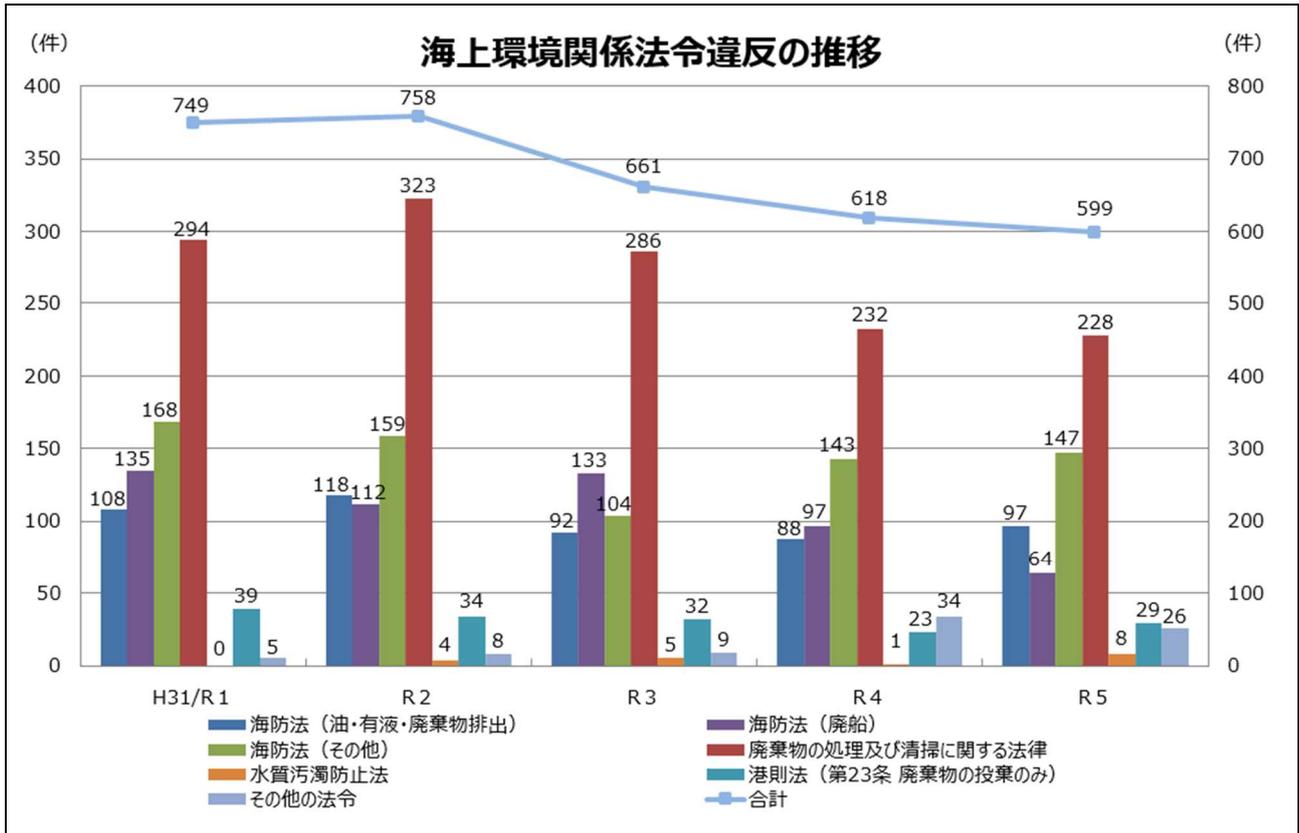


油槽船に積載されていた重油の証拠採取

4. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は 599 件（前年比 19 件減）で送致件数全体の 8.3% となりました。

法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出、船舶の不法投棄等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反が 308 件で海上環境法令違反全体の 51.4%、廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が 228 件で 38.1%となりました。



○水産食料品製造業者による汚水排出事件（茨城海上保安部）

令和5年5月、茨城県那珂湊港内に水質汚濁防止法で定められた基準値を超える汚水を排出したとして、水産食料品製造業者を水質汚濁防止法違反で、検察庁に送致しました。

本件は、令和4年10月に捜査に着手した後、搜索差押えなどの強制捜査を行っており、これら捜査により同業者の代表取締役を含む2名が共謀の上、汚水を過去5回にわたり不法に排出していたことを明らかにしました。



排水口から排出される汚水

5. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

薬物・銃器関係法令違反の送致件数は 72 件（前年比 20 件減）となりました。

令和 5 年における薬物事犯の密輸等の取締り状況については、令和 6 年 1 月 17 日付、公表の「令和 5 年の密輸・密航等取締り状況について（速報値）」（海上保安庁ホームページ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）をご参照ください。

6. 出入国関係法令違反の取締り状況

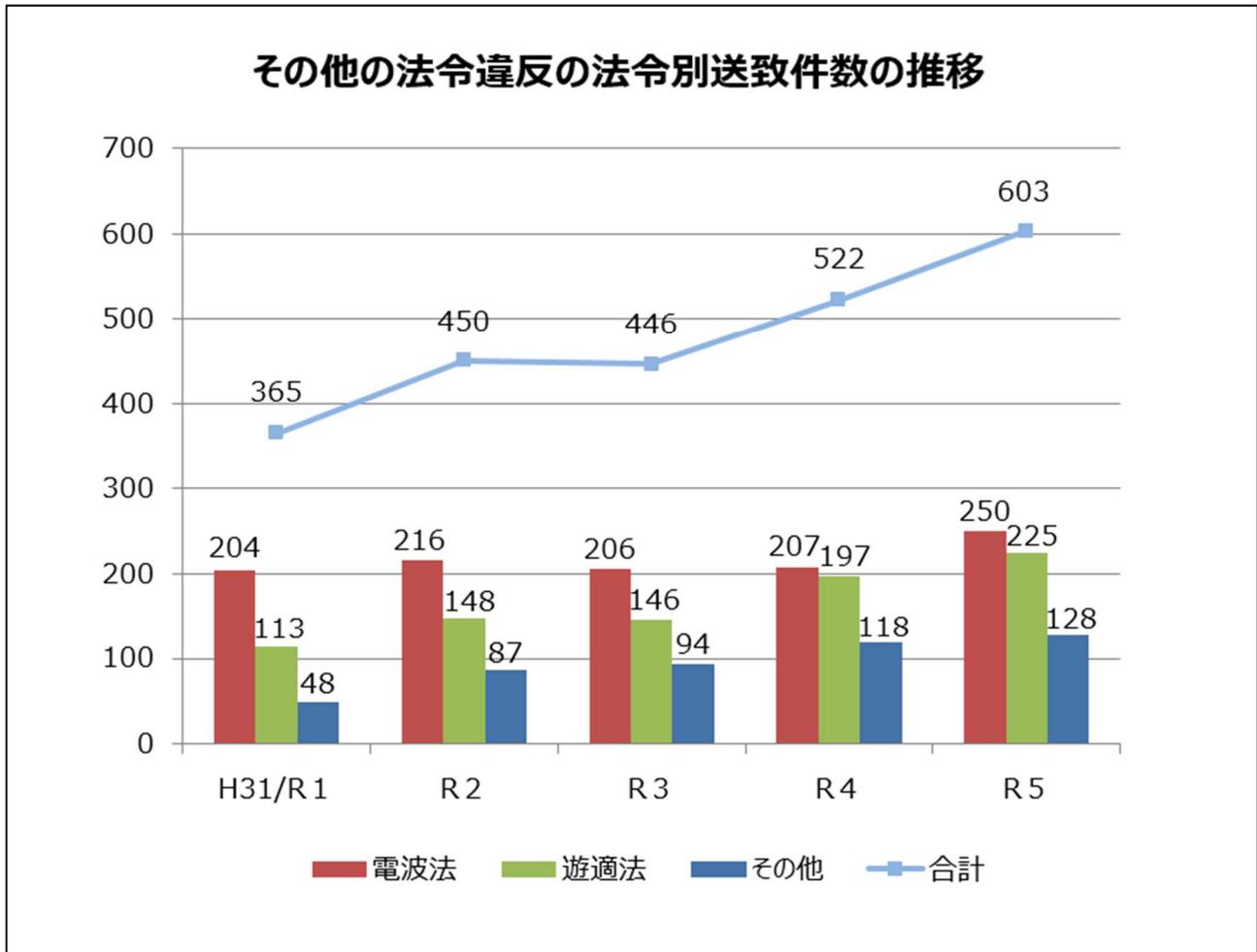
出入国関係法令違反の送致件数は 33 件（前年比 15 件増）となりました。

令和 5 年における密航の取締り状況については、令和 6 年 1 月 17 日付、公表の「令和 5 年の密輸・密航等取締り状況について（速報値）」（海上保安庁ホームページ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）をご参照ください。

7. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令違反としては、電波法違反、遊漁船業の適正化に関する法律違反、軽犯罪法等の違反があり、送致件数は 603 件（前年比 81 件増）で送致件数全体の 8.4%となりました。

法令別では、漁業無線局やアマチュア無線局を不法に開設する等の電波法違反が 250 件でその他の法令違反全体の 41.5%、登録を行わずに遊漁船業を営む等の遊漁船業の適正化に関する法律違反が 225 件で 37.3%となりました。



遊適法：遊漁船業の適正化に関する法律

取調べの録音・録画の実施状況について

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間における、取調べの録音・録画は、制度対象事件なし、制度対象事件以外の事件 28 事件 について実施しました。

引き続き、供述の任意性・信用性の確保を目的とする本制度に的確に対応していきます。

(参考) 制度対象事件等について

※ 1 制度対象事件

次に掲げる事件について、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況について、例外事由（機器の故障等）に該当する場合を除き、録音・録画を行う。

- ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
- ② 短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

海上保安庁で取り扱う可能性のある制度対象事件の具体例としては、現住艦船放火（刑法第108条）、往来妨害致死（刑法第124条第2項）、通貨偽造及び行使等（刑法第148条第1項・第2項）、不同意わいせつ等致死傷（刑法第181条第1項・第2項）、殺人（刑法第199条）、傷害致死（刑法第205条）、強盗致死傷（刑法第240条）、営利目的薬物密輸（覚せい剤取締法第41条第2項）、営利目的けん銃等密輸（銃刀法第3条の4・第31条の2第2項）、海賊行為に関する罪・未遂等（海賊処罰法第3条第1項・第2項）など様々なものがあります。

※ 2 制度対象事件以外の事件

制度対象事件以外の事件のうち、精神に障害がある被疑者に係る事件等、公判において、供述の任意性・信用性をめぐって争いが生じる可能性がある事件の取調べ又は弁解の機会について、制度対象事件と同様に、録音・録画を行う。